

局間税会連合会
会長 中野 文治 殿

福岡国税局長
高橋 俊



令和4年分所得税の確定申告に向けたe-Taxを利用した申告等の
周知について（協力依頼）

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
国税庁におきましては、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、引き続き、税務行政のデジタル化を推進してまいりますので、以下の事項について、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 自宅からのe-Taxを利用した申告の周知について

国税庁では、自宅からのe-Taxを利用した申告の推進に取り組んでおり、直近の令和3年分の所得税の確定申告では、自宅から納税者ご自身によりe-Taxを利用して申告した方の数（約442万人）が、税務署の確定申告会場で所得税の申告書を作成・提出した方の数（約311万人）を初めて上回りました。

また、e-Taxを利用して申告した方のうちスマホを使用して申告した方も大幅に増加しており、直近の令和3年分の所得税の確定申告では、スマホによる申告機能の提供を開始した平成30年分の確定申告と比較して約12倍に当たる約153万人の納税者にご利用いただきました。

他方で、税務署の確定申告会場で所得税の申告書を作成・提出した方や、書面の申告書を持参又は郵送により税務署へ提出した方も依然として多く、その大部分は給与所得者による申告であります。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、これらの方法で申告されている方々や、これから初めて申告される方々でも、画面に表示される案内に沿って入力等を行っていただくことでe-Taxを利用した申告を行うことが可能となっております。

さらに、マイナンバーカードを活用し、マイナポータル連携をしていただくことで、

各種控除証明書等の発行主体からの情報連携による自動入力をご利用いただけるなど、より利便性を享受していただけるものとなっております。

貴連合会におかれましては、上記のような本取組の趣旨・内容について御理解をいただきますとともに、自宅からの e-Tax を利用した申告の更なる推進に向けて、別添 1 及び別添 2 を活用するなどして、傘下の各単位会に対して、会員各位及びその従業員の皆様へ周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

(具体的な周知方法の例)

- ・ 従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知
- ・ 食堂等の従業員が集まる場所への掲示
- ・ 源泉徴収票の交付時に併せた周知

別添 1 「さあ自宅で e-Tax！確定申告書等作成コーナーから」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/01.pdf)

別添 2 「マイナポータル連携で確定申告書に自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r4_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)

2 マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の周知について

政府全体として、マイナンバーカードの積極的な取得及び利活用の促進に取り組んでいるところ、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告や、マイナポータル連携を活用した年末調整や確定申告手続は、納税者の利便性向上につながると考えられることから、国税庁においても積極的に取り組んでおります。

なお、今後、マイナポータル連携により年末調整や確定申告手続において自動入力される情報が順次拡大され、更に利便性が高まる予定です。

つきましては、マイナンバーカードの取得及び利活用につきまして、傘下の各単位会に対して、会員各位及びその従業員の皆様への積極的な周知について、御協力をお願い申し上げます。

おって、マイナンバーカードの健康保険証の利用申込及び公金受取口座の登録の周知についても併せて御協力をお願い申し上げます。

3 年末調整手続の電子化促進へ向けた御協力のお願いについて

国税庁では、年末調整の一連の手続をデータ処理することにより、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減が期待されることから、年末調整手続の電子化を推進しており、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（従業員が年末調整控除申告書を作成するソフトウェア。以下「年調ソフト」といいます。）の無償提供、マイナポータル連携（保険料控除証明書等をマイナポータル経由で電子データとして一括入手し、各種申告書に自動入力できる仕組み。）の導入を行っているところです。

また、この年末調整手続の電子化については、国税庁ホームページ内に「年末調整手続の電子化に向けた取組について」ページを設け、電子化の導入方法や年調ソフトの使用方法に関する解説動画や別添 3 を掲載して周知・広報にも取り組んでいます。

貴連合会におかれましても、年末調整手続の電子化によるメリットを享受していた

だけるよう、別添3を活用するなどして、傘下の各単位会及び会員の皆様に対して年末調整手続の電子化について周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

別添3 「今年こそ年末調整を電子化しましょう！」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>)

4 インボイスの登録申請及び通知の受領について

令和5年10月から「インボイス制度」が開始され、制度開始時からインボイスを発行するためには、原則として、令和5年3月末までにインボイス発行事業者の登録申請が必要になります。

国税庁では、登録を予定されている課税事業者の方におかれては、インボイス制度への準備に必要な期間を確保する等の観点から、来年3月末の申請期限を待つのではなく、できるだけ早期の申請をご案内しております。

登録申請及び登録通知の受領の双方に当たっては、是非 e-Tax の利用をお願いします。e-Tax で登録申請を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができ、登録通知を e-Tax で受領すると、紛失リスクがないなどのメリットがあります。

傘下の各単位会に対し、登録申請に当たっては、登録通知の受領を含め、積極的に e-Tax をご利用いただくよう周知していただくなど、御協力をお願い申し上げます。

5 キャッシュレス納付の利用拡大

国税庁では、納税者利便の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減するため、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指し、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

このキャッシュレス納付には、ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）やインターネットバンキングといった電子納税、振替納税、クレジットカード納付があるほか、令和4年12月から、新たな納付手段としてスマホアプリ納付が導入され、スマートフォン決済専用のWebサイトから、利用可能なPay払いを選択して納付することが可能となります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、非対面の納付手続であるキャッシュレス納付は有効な手段です。できる限り多くの方にキャッシュレス納付のメリットを知っていただくため、別添4を活用し、傘下の各単位会に対して、会員各位及びその従業員の皆様へ周知をお願い申し上げます。

特に、所得税等の確定申告において、振替納税は、ご指定の預貯金口座から振替日に自動で引き落としされるほか、一度手続をしておく翌年以降は継続して利用できるため、大変便利です。また、新たに導入されるスマホアプリ納付は、日頃利用されている各種Pay払いにより納付ができるため、より利便性を感じていただける納付手段となっております。

是非、これらのキャッシュレス納付の利用について積極的に働きかけていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

別添 4 「ご自宅や会社からキャッシュレス納付してみませんか？」

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/pdf/10220403.pdf>)

6 税務手続のオンライン (e-Tax) 利用の推進について

国税庁においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところですが、昨年 10 月に規制改革実施計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)に基づき、年間 10 万件以上の手続(28 手続)について、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」が策定されております(令和 4 年 10 月 21 日改定)(別添 5「積極的な e-Tax 利用のお願い」)。

e-Tax を利用することで、手続いただく皆様の利便にもつながりますので、所得税確定申告の自宅からの e-Tax やキャッシュレス納付以外の手続についても、傘下の各単位会に対して、会員各位及びその従業員の皆様が、積極的に e-Tax を御利用していただくよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、年間 10 万件以上の手続(所得税、法人税及び消費税の申告を除きます。)について、アンケート形式で改善意見を募集しております。皆様の利便性向上により一層つながるよう、当アンケートについても併せて周知をお願い申し上げます。